

# 令和7年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案

香川県広域水道企業団



# 令和7年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

第 1 号	令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案	1
第 2 号	令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案	3
第 3 号	令和7年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案	5
第 4 号	令和7年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案	11
第 5 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案	15
第 6 号	香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例議案	18
第 7 号	香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	21
第 8 号	香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案	23



令和6年度

香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

(第 1 号)



## 令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)		(補正予定量)	( 計 )
(1) 給水戸数	491,336戸	△	1,107戸	490,229戸
(2) 年間総給水量	119,625,783m <sup>3</sup>	△	344,452m <sup>3</sup>	119,281,331m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	327,742m <sup>3</sup>	△	944m <sup>3</sup>	326,798m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	広域水道設備費		398,942千円	2,809,817千円
	経年施設更新整備事業費	8,611,727千円	1,331,596千円	9,943,323千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)	( 計 )
		<b>収</b>	<b>入</b>	
第1款 水道事業収益	22,945,362千円		251,124千円	23,196,486千円
第1項 営業収益	20,791,475千円		241,532千円	21,033,007千円
第2項 営業外収益	2,153,870千円		9,609千円	2,163,479千円
第3項 特別利益	17千円	△	17千円	0千円
		<b>支</b>	<b>出</b>	
第1款 水道事業費用	22,908,172千円		463,441千円	23,371,613千円
第1項 営業費用	21,622,302千円		385,300千円	22,007,602千円

第2項 営業外費用	1,108,807千円	59,836千円	1,168,643千円
第3項 特別損失	127,063千円	18,305千円	145,368千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「8,606,690千円」を「9,384,954千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	<b>収</b>	<b>入</b>	
第1款 水道事業資本的収入	8,099,385千円	696,832千円	8,796,217千円
第1項 企業債	5,858,000千円	239,972千円	6,097,972千円
第2項 出資金	594,221千円	196,600千円	790,821千円
第3項 補助金	1,008,043千円	249,072千円	1,257,115千円
第4項 負担金	393,833千円	11,188千円	405,021千円
	<b>支</b>	<b>出</b>	
第1款 水道事業資本的支出	16,706,075千円	1,475,096千円	18,181,171千円
第1項 建設改良費	13,103,823千円	1,622,573千円	14,726,396千円
第2項 企業債償還金	3,409,818千円	50千円	3,409,868千円
第5項 補助金返還金	147,527千円	△ 147,527千円	0千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条の表限度額の欄中「5,858,000千円」を「6,097,972千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「(1) 職員給与費 4,300,924千円」を「(1) 職員給与費 4,388,688千円」に、「(2) 交際費 171千円」を「(2) 交際費 156千円」に改める。

(構成団体からの補助金の補正)

第7条 予算第9条中「119,570千円」を「68,914千円」に改める。



令和6年度

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案

(第 2 号)



## 令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間総給水量	20,203,000m <sup>3</sup>	35,000m <sup>3</sup>	20,238,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	55,351m <sup>3</sup>	96m <sup>3</sup>	55,447m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	経年施設更新整備事業	△ 57,422千円	270,366千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	<b>収</b>	<b>入</b>	
第1款 工業用水道事業収益	802,034千円	△ 3,687千円	798,347千円
第1項 営業収益	755,603千円	6,501千円	762,104千円
第2項 営業外収益	46,431千円	△ 10,188千円	36,243千円
	<b>支</b>	<b>出</b>	
第1款 工業用水道事業費用	740,564千円	△ 15,638千円	724,926千円
第1項 営業費用	692,393千円	△ 15,638千円	676,755千円

(資本的支出の補正)

第4条 予算第4条中「505,521千円」を「403,607千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 工業用水道事業資本的支出	528,921千円	△ 101,914千円	427,007千円
第1項 建設改良費	420,711千円	△ 102,214千円	318,497千円
第4項 補助金返還金	710千円	300千円	1,010千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条中「(1) 職員給与費 122,258千円」を「(1) 職員給与費 111,373千円」に改める。

令和7年度

香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

(第 3 号)



## 令和7年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和7年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	491,053戸
(2)	年間総給水量	118,097,611m <sup>3</sup>
(3)	1日平均給水量	323,555m <sup>3</sup>
(4)	主な建設改良事業	広域水道設備費 1,982,899千円
		経年施設更新整備事業費 8,043,507千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		23,108,532千円
第1項 営業収益		20,945,983千円
第2項 営業外収益		2,162,549千円
	支	出
第1款 水道事業費用		24,096,635千円
第1項 営業費用		22,903,131千円
第2項 営業外費用		1,124,424千円

第3項 特別損失	19,080千円
第4項 予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,474,656千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入		8,193,618千円
第1項 企業債		6,124,600千円
第2項 出資金		784,996千円
第3項 補助金		863,793千円
第4項 負担金		374,516千円
第5項 加入金		2,713千円
第6項 長期借入金		43,000千円
	支	出
第1款 水道事業資本的支出		16,668,274千円
第1項 建設改良費		13,183,941千円
第2項 企業債償還金		3,295,935千円
第3項 他団体借入金償還金		4,937千円
第4項 基金造成費		1千円
第5項 補助金返還金		143,460千円
第6項 予備費		40,000千円



(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
御 厩 配 水 池 不 断 水 分 岐 工 事	令 和 8 年 度	250,000
御 厩 配 水 池 電 気 設 備 工 事	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度	400,000
善 通 寺 市 浄 水 場 管 理 棟 建 築 工 事	令 和 8 年 度	70,000
善 通 寺 市 浄 水 場 電 気 設 備 更 新 工 事	令 和 8 年 度	435,780
善 通 寺 市 浄 水 場 薬 品 注 入 設 備 外 更 新 工 事	令 和 8 年 度	79,000
西 部 浄 水 場 1 系 緩 速 攪 拌 機 械 設 備 更 新 工 事	令 和 8 年 度	310,000
中 部 浄 水 場 受 変 電 設 備 更 新 工 事	令 和 8 年 度	250,000
浄 水 場 電 気 ・ 機 械 設 備 維 持 修 繕 工 事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令 和 8 年 度	28,900
浄 水 系 上 工 水 管 路 維 持 修 繕 工 事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令 和 8 年 度	55,500
綾 川 浄 水 系 上 水 管 路 維 持 修 繕 工 事	令 和 8 年 度	1,500

Office365 及び ローカル ブレイクアウト環境一式	令和8年度 ～ 令和9年度	87,390
御殿配水池送水施設 ポンプ棟他建築工事	令和8年度 ～ 令和9年度	400,000
御殿配水池送水施設 機械設備設置工事	令和8年度 ～ 令和9年度	600,000
御殿配水池送水施設 電気設備設置工事	令和8年度 ～ 令和9年度	600,000
肥土山浄水場更新工事 ( 追 加 分 )	令和8年度 ～ 令和12年度	1,750,905
肥土山浄水場 脱水機棟外建築工事	令和8年度	100,000
漏水修繕積算システム 保守業務委託	令和8年度 ～ 令和11年度	6,160

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	6,124,600千円	普通貸借又は証券発行  財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰上償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,406,225千円

(2) 交際費 156千円

(構成団体からの補助金)

第9条 建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、81,257千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、142,670千円と定める。



令和7年度

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

(第 4 号)



## 令和7年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和7年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		42事業所
(2) 年間総給水量		20,215,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量		55,384m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	経年施設更新整備事業	492,935千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		795,754千円
第1項 営業収益		756,074千円
第2項 営業外収益		39,680千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		698,881千円
第1項 営業費用		651,516千円
第2項 営業外費用		42,365千円
第3項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額603,499千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

	収 入
第1款 工業用水道事業資本的収入	58,500千円
第1項 補助金	58,500千円
	支 出
第1款 工業用水道事業資本的支出	661,999千円
第1項 建設改良費	547,327千円
第2項 企業債償還金	63,672千円
第3項 他団体借入金償還金	50,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
浄水場電気・機械設備維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和8年度	4,000
浄水系上水管路維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和8年度	13,000
中部浄水場受変電設備更新工事	令和8年度	40,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5億円と定める。



(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

110,818千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。



# 予 算 外 議 案

(第 5 号 ~ 第 8 号)



第5号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案

目次

第1章 関係条例の一部改正（第1条—第4条）

第2章 経過措置（第5条・第6条）

附則

第1章 関係条例の一部改正

（香川県広域水道企業団情報公開条例の一部改正）

第1条 香川県広域水道企業団情報公開条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（罰則） 第33条 第20条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第33条 第20条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

（香川県広域水道企業団行政不服審査会条例の一部改正）

第2条 香川県広域水道企業団行政不服審査会条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（罰則） 第12条 第6条第1項（第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第12条 第6条第1項（第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

（香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第3条 香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（失職の例外）	（失職の例外）

第8条 企業長は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により、拘禁刑以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとする事ができる。

2 略

第8条 企業長は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により、禁錮以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとする事ができる。

2 略

(香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正)

第4条 香川県広域水道企業団個人情報保護条例(令和5年香川県広域水道企業団条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第13条 第5条第13項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則</p> <p>7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第57条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略</p> <p>8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報<del>をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の</del><u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第13条 第5条第13項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則</p> <p>7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第57条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略</p> <p>8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報<del>をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の</del><u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

第2章 経過措置

(罰則の適用等に関する経過措置)

第5条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。次条にお

いて「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。)、同法第13条に規定する禁錮(有期のものに限る。以下この項において「禁錮」という。)又は同法第16条に規定する拘留(以下この項において「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(経過措置の規則への委任)

第6条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

第6号

## 香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例議案

(香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例(平成29年香川県広域水道企業団条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(報酬等の額)</p> <p>第3条 特別職の職員に支給する報酬の額は、<u>別表</u>に定めるところによる。</p> <p>2 略</p> <p>(費用弁償の額)</p> <p>第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、<u>規則</u>に定めるもののほか、費用弁償として旅費を企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。</p> <p><u>別表</u>(第3条関係) 略</p>	<p>(報酬等の額)</p> <p>第3条 特別職の職員に支給する報酬の額は、<u>別表第1</u>に定めるところによる。</p> <p>2 略</p> <p>(費用弁償の額)</p> <p>第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、<u>別表第2</u>に定めるもののほか、費用弁償として旅費を企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。</p> <p><u>別表第1</u>(第3条関係) 略</p> <p><u>別表第2</u>(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">日当(1日につき)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">食事料(1夜につき)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">甲地方</th> <th style="text-align: center;">乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">非常勤の監査委員</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">14,800円</td> <td style="text-align: center;">13,300円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>日当は、内国旅行(本邦における旅行をいう。)のうち、出発地及び全ての目的地が同一の都道府県の区域内にある旅行以外の旅行の場合に支給する。</u></p> <p>2 <u>宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1の1備考に規定する甲地</u></p>	区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食事料(1夜につき)	甲地方	乙地方	非常勤の監査委員	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
区分	日当(1日につき)			宿泊料(1夜につき)			食事料(1夜につき)						
		甲地方	乙地方										
非常勤の監査委員	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円									



方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

(香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																	
<p>(給料)</p> <p>第3条 企業長等の受ける給料の額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 企業長等の受ける旅費は、<u>規則</u>に定めるもののほか、企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員の例による。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>略</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 企業長等の受ける給料の額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 企業長等の受ける旅費は、<u>別表第2</u>に定めるもののほか、企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員の例による。</p> <p>2 略</p> <p><u>別表第1</u>（第3条関係）</p> <p>略</p> <p><u>別表第2</u>（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">日当（1日につき）</th> <th colspan="2">宿泊料（1夜につき）</th> <th rowspan="2">食事料（1夜につき）</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業長</td> <td>3,300円</td> <td>16,500円</td> <td>14,900円</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>副企業長</td> <td>3,000円</td> <td>14,800円</td> <td>13,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>日当は、内国旅行（本邦における旅行をいう。）のうち、出発地及び全ての目的地が同一の都道府県の区域内にある旅行以外の旅行の場合に支給する。</u></p> <p>2 <u>宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。</u></p>	区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）	甲地方	乙地方	企業長	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円	副企業長	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
区分	日当（1日につき）			宿泊料（1夜につき）			食事料（1夜につき）											
		甲地方	乙地方															
企業長	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円														
副企業長	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円														

(香川県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 香川県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																	
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 議会の議員が公務のため旅行したときは、<u>規則</u>に定めるもののほか、費用弁償として旅費を企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員 の例により支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員が招集に応じて会議に出席した場合、議会の議決により付議 された特定の事件についての審査のための委員会に出席した場合又は議案 調査のための休会の日に登庁した場合に支給する旅費の<u>種目</u>は、第1項の 規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、<u>その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当</u> とする。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 議会の議員が公務のため旅行したときは、<u>別表</u>に定めるもののほか、 費用弁償として旅費を企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員 の例により支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員が招集に応じて会議に出席した場合、議会の議決により付議 された特定の事件についての審査のための委員会に出席した場合又は議案 調査のための休会の日に登庁した場合に支給する旅費の<u>種類</u>は、第1項の 規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、<u>車賃及び宿泊料</u>とする。</p> <p><u>別表（第3条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 778 2074 938"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">日当（1日 につき）</th> <th colspan="2">宿泊料（1夜につき）</th> <th rowspan="2">食料料（1 夜につき）</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>3,300円</td> <td>16,500円</td> <td>14,900円</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>副議長及び議員</td> <td>3,000円</td> <td>14,800円</td> <td>13,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>1 <u>日当は、内国旅行（本邦における旅行をいう。）のうち、出発地及び 全ての目的地が同一の都道府県の区域内にある旅行以外の旅行の場合に 支給する。</u></p> <p>2 <u>宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に 関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地 方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿 泊したものとみなす。</u></p>	区分	日当（1日 につき）	宿泊料（1夜につき）		食料料（1 夜につき）	甲地方	乙地方	議長	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円	副議長及び議員	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
区分	日当（1日 につき）			宿泊料（1夜につき）			食料料（1 夜につき）											
		甲地方	乙地方															
議長	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円														
副議長及び議員	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円														

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p>	<p>(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p>

第2

改正後	改正前
<p>(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p>	<p>(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1の表の改正部分による改正後の香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第3項の規定は、令和6年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例第4条第3項の規定を適用する場合には、第1の表の改正部分による改正前の香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案

(香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。</p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第13条の規定による手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び退職手当とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち単身で生活することを常況とする職員(企業長が定める要件を備える職員に限る。) <u>その他これに準ずる職員</u>に対して支給する。</p>

直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対して、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(特地勤務手当等)

第12条 略

2 略

第13条 略

(管理職員特別勤務手当)

第18条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理職員」という。)で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をしたものに対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をしたものに対して管理職員特別勤務手当を支給する。

(勤勉手当)

第20条 略

(給与の減額)

第23条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第

(特地勤務手当等)

第12条 特地勤務手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として企業長が定めるもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員に対して支給する。

2 略

第13条 特地勤務手当に準ずる手当は、職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は企業長が指定するこれらに準ずる公署に該当するときは、当該職員に対して支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第18条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理職員」という。)で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をしたものに対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をしたものに対して管理職員特別勤務手当を支給する。

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月及び12月に職員の勤務成績に応じて支給する。

(給与の減額)

第23条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第

1 項において子に含まれるものとされる者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の企業長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で企業長が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。))の介護をするため、企業長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月(香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第13号)第13条の規定により採用された職員(第29条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。))にあっては、企業長が定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は子育て部分休業(当該職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。))を除く。))がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日まで間にある子(同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。))を養育するため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第29条 略

2 第5条、第6条及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3～6 略

1 項において子に含まれるものとされる者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の企業長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で企業長が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。))の介護をするため、企業長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月(香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第13号)第13条の規定により採用された職員(第29条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。))にあっては、企業長が定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第29条 略

2 第5条、第6条、第8条、第12条、第13条及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3～6 略

(香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年香川県広域水道企業団条例第1号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与の種類及び基準に関する特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第20号。次項において「給与条例」という。)第3条から第6条まで、第8条及び第14条から第16条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第18条の規定の適用については、同条第1項中「「管理職員」という。）」とあるのは「「管理職員」という。）」又は香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年香川県広域水道企業団条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与の種類及び基準に関する特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>企業長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。</u></p> <p>3 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第20号。次項において「給与条例」という。)第3条から第6条まで、第8条、<u>第14条から第16条まで及び第20条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>4 特定任期付職員に対する給与条例第2条第3項及び第18条の規定の適用については、<u>同項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、</u>同条第1項中「「管理職員」という。）」とあるのは「「管理職員」という。）」又は香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年香川県広域水道企業団条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(単身赴任手当に関する経過措置)
- 第1条の規定による改正後の香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第10条第2項の規定は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。  
(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)
- 施行日以後に新たに香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第13号)第13条の規定により採用された職員及び同条例附則第6項に規定する暫定再任用職員等(以下この項において「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の規定は、施行日以後に同条に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同条に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。





